

# 下呂市内に移住（転入）された方へ

下呂市役所 市長公室 市民活動推進課

下呂市への移住を促進し人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、移住定住を目的とした方（50歳未満）の住宅の新築、中古住宅の購入又は住宅を改修した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

下記交付の条件をご確認いただき、補助金を希望される方は申請書を提出してください。

## （事業名）下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金

### （補助対象者）

補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした世帯責任者（※1）の方です。

ただし、移転補償、損害賠償等を受け住宅を新築又は購入した方は対象となりません。

- （1） Uターン者、Iターン者又はJターン者（※2）で、平成27年4月1日（以下「基準日」という。）以後に下呂市に転入し、市民となった50歳未満の方で、転入日の5年前の日の翌日から転入日の前日までの間に市民でなかった方。
- （2） 基準日以後に住宅を新築若しくは購入（※3）し入居する方又は基準日以後に民間の住宅（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮を除く。）を賃借し入居した方
- （3） 下呂市に転入する前1年および転入後3年以内に、本補助金の対象となる工事又は売買契約が完了する方
- （4） 暴力団員でない方
- （5） 市内の住宅を生活の本拠として引き続き5年以上居住する意思のある方
- （6） 世帯員全員に市税（転入前の居住地における市区町村税を含む。）の滞納がない方
- （7） 居住地の自治会に加入し、地域住民との交流を積極的に図ることができる方
- （8） 過去にこの補助金の適用を受けていない方。ただし、中古住宅改修費補助金を受けた方が、市内に住宅を新築又は購入する場合は、住宅新築等補助金及び中古住宅購入費等補助金の対象とすることができる。
- （9） 下呂市以外の補助金を受ける又は受けた場合であっても、当該補助金と重複計上となる費用は、補助対象経費としない。

### （用語の説明）

※1 世帯責任者とは：世帯において主として生計を維持している方です。

※2 Uターン者とは：本補助金の対象となるUターン者は、下呂市の出身者で5年以上市外へ転出した後、再び下呂市に住民登録した方です。

Iターン者とは：下呂市以外の出身者（新規学卒者を含む。）で、下呂市に住民登録した方です。

Jターン者とは：下呂市以外の出身者で、出身地以外の住民登録をした後、下呂市に住民登録した方です。

※3 住宅とは：居住を目的として独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を

備えた一戸建ての建物をいう。ただし、併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。

中古住宅とは：建築後1年以上経過した住宅で、過去に居住の用に供したことのある住宅をいう。

新築とは：自己の居住の目的で本市の区域内に住宅を新たに建築又は増築することをいう。

購入とは：自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅を購入することをいう。

改修とは：住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、本市の区域内に存する住宅の一部を修繕、補修、模様替え及び取替え等を行うことをいう。

○補助金の交付申請

住宅を取得した日又は改修が完了した日から起算して1年以内に申請となります。

(補助金の額)

補助金の種類	補助金交付要件	補助対象経費	補助率及び限度額
住宅新築等補助金	基準日以後に住宅の新築又は購入を行うこと（住宅の新築にあっては、市内に本店を有する業者と工事請負契約を締結して施工するものに限る。）。	住宅の新築又は住宅の購入に要する経費（土地の購入費等に要する経費を除く。）。	補助率 10分の1 限度額 100万円
中古住宅購入費補助金	基準日以後に中古住宅の購入を行うこと。	中古住宅の購入に要する経費（土地の購入費等に要する経費を除く。）。	補助率 5分の1 限度額 50万円
中古住宅改修費補助金	基準日以後に自己が居住する中古住宅の改修を行うこと（市内に本店を有する業者と工事請負契約を締結して施工するものに限る。）。	中古住宅の改修に要する経費（20万円を超えるものに限る。）。	補助率 2分の1 限度額 30万円

1 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

2 中古住宅改修費補助金において、改修を行う住宅が店舗等との併用住宅である場合は、居住する部分に要する経費のみを補助対象経費とする。

(補助金の返還等)

補助金の交付を受けた方が、下記のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただく事になります。

- 補助金の交付申請日から5年以内に生活の本拠を本市の区域外に移すことになったとき。
- 新築又は購入した住宅を交付申請日から5年以内に売却又は譲渡したとき。

- 補助金の申請内容に偽りや不正があった、下呂市民としてふさわしくない行為があった、税金の滞納があった場合。

(申請に必要なもの)

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅新築等補助金及び中古住宅購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表（外国人にあっては必要なし。）</li> <li>3 土地の登記事項証明書（借地の場合は必要なし。）</li> <li>4 住宅の登記事項証明書</li> <li>5 土地購入契約書の写し（借地の場合は、土地賃貸契約書の写し。）</li> <li>6 工事請負契約書又は売買契約書の写し</li> <li>7 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類</li> <li>8 住宅の平面図及び位置図</li> <li>9 住宅の全景写真（2枚程度）</li> <li>10 自治会加入及び定住に関する誓約書（様式第5号）</li> <li>11 自治会加入証明書（様式第6号）</li> <li>12 市区町村民税の納税証明書</li> <li>13 その他市長が必要と認めるもの</li> </ol>
中古住宅改修費補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表（外国人にあっては必要なし。）</li> <li>3 工事請負契約書又は工事請負に係る見積書の写し</li> <li>4 工事請負代金の支払いが確認できる書類</li> <li>5 改修を行った箇所を明示した図面</li> <li>6 改修を行った箇所の現況写真（施工前及び施工後の状態が分かるものを2枚程度）</li> <li>7 自治会加入及び定住に関する誓約書（様式第5号）</li> <li>8 自治会加入証明書（様式第6号）</li> <li>9 貸主が改修に同意したことを確認できる書類（賃貸の場合のみ）</li> <li>10 下呂市以外の補助金を受ける又は受けた場合については、その補助金に係る交付決定通知書又は交付申請書及び、改修費等が確認できる明細書、見積書の提出</li> <li>11 その他市長が必要と認めるもの</li> </ol>

詳しくは下記の担当課へお尋ねください。

下呂市役所 市長公室 市民活動推進課

〒509-2295 下呂市森960番地

電話 24-2222（内線254）FAX 25-3250